



申6号 第2回交渉 旧小山統括センター乗務ユニットにて発生した、
本人の意思に反した「なりすまし受験」に関する緊急申し入れ

①

会社回答不十分により 第1項で団体交渉を中断 ふたたび 団体交渉継続へ

前回から継続して行われた申6号であるが、またしても会社側の回答不十分であるとして、継続議論となり第1項の途中で中断となった。

また、冒頭に回答修正として「交渉単位が大宮支社であることから、JR 東日本ではなく大宮支社としての認識とする」というやりとりがあった。

調査範囲と過去事案の確認

組合

- ・過去に同様の事象は発生していないか
- ・本人が提出したかのチェック機能はあるのか



会社

- ・管理者の通達に基づいた適切な取り扱いがなされなかった
- ・過去の記録上、同様の事案は確認されなかった
- ・提出された時点で本人のものと認識している

組合

- ・この回答で「事案はない」というのは納得できない
- ・誰に対して、いつからいつまで、どのような方法で確認したのか？



会社

- ・旧小山乗務ユニットの管理者には周知は行った
- ・人事に関わる内容や個人情報を含むため、調査の詳細は答えられない

組合

- ・この回答では到底納得できない
- ・管理者側だけでなく、応募者側への確認や調査も必要なのでは

会社

- ・人事に関わる内容や個人情報を含むため、調査の詳細は答えられない